2. 小牧市の都市計画

1 都市計画とは

都市計画とは、都市生活に必要な交通・住宅・衛生・保安・経済・行政等に対して総合的、一体的に計画することにより、都市の発展を計画的に誘導し、これらの活動が安全で快適かつ機能的に行えるようにするための手段、方法となるものです。従って、都市計画は、快適なまちづくりを進めていくためにはなくてはならないものといえます。

都市計画は、下の図に示すように、土地利用、都市施設、市街地開発事業の3つの側面から成り立っています。

土地利用は、主に開発を積極的に進める地域と保全を図る地域を定めたり、市域内での概ねの土地利用の方向性を定めることにより、機能的で秩序あるまちづくりを図るものです。

都市施設は、道路、公園、下水道等の快適な都市生活を享受するために必要不可欠となる施設を指し、これらを適切な箇所に計画、整備していきます。

市街地開発事業は、その都市において積極的、効率的にまちづくりを推進していくために用いられる土地区画整理事業、市街地再開発事業等に代表されるさまざまな事業手法をいいます。

また、近年は人口減少と高齢化を背景として高齢者や子育て世代にとって安心できる健康で快適な生活環境を実現するため、都市の基本的構造のあり方について見直しを行い、コンパクトな都市構造へと転換していくことが重要であるとされています。

小牧市においては、「小牧市立地適正化計画」を策定し、人口減少の中にあって、「住みたいまち、住み続けたいまち」の実現に取り組んでいます。

■都市計画の内容

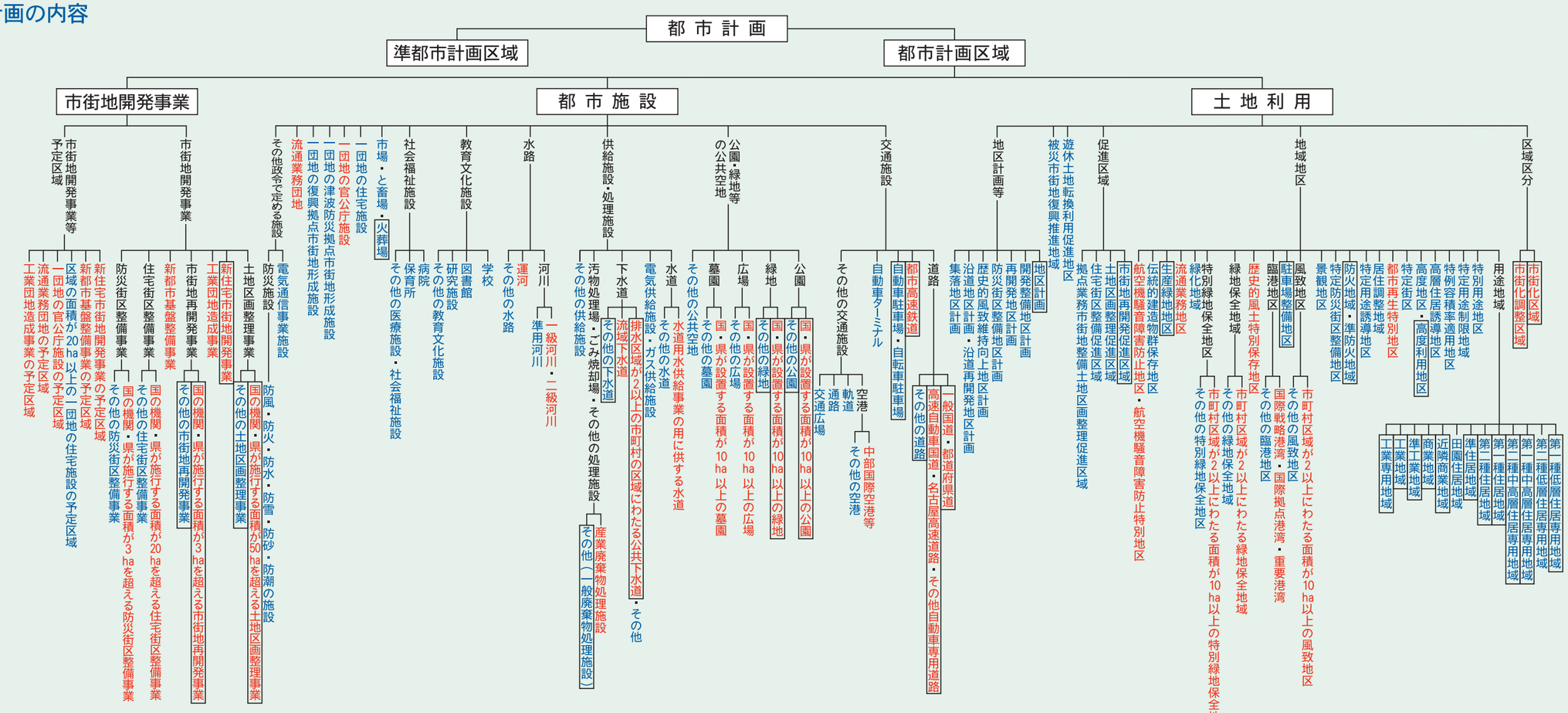

（注）□は小牧市で計画決定されているものを示しています。
赤色は都道府県決定のもの、青色は市町村決定のものを示しています。